

島根県立青少年の家指定管理者候補審査基準・項目(評価表) 集計結果

評価項目	委員平均点	配点
<b>A サービスに関する評価</b>	<b>79.6</b>	<b>100</b>
<b>ア 指定管理に関する基本的事項</b>	<b>8.0</b>	<b>10</b>
a 管理運営に関する基本的方針は適切で、指定管理者としてふさわしく、信頼できる団体か(社会貢献等を含む)	4.6	5
b 法令遵守等の体制がとられているか、個人情報の取扱いなど情報管理の方策は適切か	3.4	5
<b>イ サービスの向上を図るための具体的手法</b>	<b>16.2</b>	<b>20</b>
a 利用促進に繋がるサービス向上への考え方や具体的な工夫は適切か	4.0	5
b 利用者の苦情等トラブルへの対応策やその未然防止への取り組みは適切か	4.0	5
c 利用者からの要望の把握方法やその実現への取り組みは適切か	3.6	5
d ホームページ等の定期的な更新について適切に提案されているか。	4.6	5
<b>ウ 施設の維持管理の内容及び適格性</b>	<b>28.0</b>	<b>35</b>
a 保守点検等の維持管理業務の基本的な考え方や実施方法は適切か	4.4	5
b 利用者の安全かつ快適な利用に寄与するような工夫や取り組みが提案されているか	7.4	10
c 館内外の清掃や植栽管理等の美観維持について適切に提案されているか	4.4	5
d 日常の防火・防災対策や警備業務等での安全管理対策は適切か	4.4	5
e 緊急時に備えての危機管理体制や対応の内容は適切か	7.4	10
<b>エ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制</b>	<b>11.6</b>	<b>15</b>
a 責任体制を明確にし、管理運営に適した職員配置となっているか(食堂・売店を含む)	4.0	5
b 指定管理業務に当たる職員の資質向上のための取り組みは適切か	3.8	5
c 指定管理の開始から業務を遂行するための移行計画は適切か	3.8	5
<b>オ 安定的な運営が可能となる財政的基盤を備えているか</b>	<b>4.6</b>	<b>5</b>
<b>カ 食堂・売店の管理運営</b>	<b>11.2</b>	<b>15</b>
a 食材等の調達や献立及び売店の運営において、利用者の満足度を高める工夫がなされているか	4.0	5
b 食物アレルギー対策など、利用者に応じたきめ細かな配慮がなされているか	3.4	5
c 食中毒防止や異物混入対策などの安全面、衛生管理面での対策は適切か	3.8	5
<b>B コストに関する評価</b>	<b>46.4</b>	<b>50</b>
<b>キ 施設の管理運営に係る経費の内容</b>	<b>8.6</b>	<b>10</b>
a 管理運営経費は適正に見積もられているか	4.0	5
b 経費削減の工夫がなされているか	4.6	5
<b>ク 収支計画の内容及び適格性</b>	<b>7.8</b>	<b>10</b>
a 収支予算書と事業計画との整合性が図られているか	4.0	5
b 無理のない収支計画であって、実現可能性はあるか	3.8	5
<b>価格評価得点</b>	<b>30.0</b>	<b>30</b>
小計 サービスに関する評価 A×1/2	39.8	50
小計 コストに関する評価 B	46.4	50
<b>総合得点 (A×1/2 + B)</b>	<b>86.2</b>	<b>100</b>